

Weekly Report

第629日号
令和3年12月6日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

来年4月から施行される年金制度改正

令和4年4月から年金制度改正が施行され、年金受給開始時期の選択肢拡大、在職中の年金受給に関する見直し等が行われます。

◎繰下げ需給の上限年齢の引上げ……公的年金の繰下げ受給(現行66～70歳)の上限年齢が75歳に引上げられ、増額率は最大84%($0.7\% \times$ 繰下げ月数)となります。なお、施行日(令和4年4月1日)以降に70歳に到達する方が対象です。

◎繰上げ受給の減額率引下げ……公的年金の繰上げ受給(60～64歳)の減額率が【 $0.4\% \times$ 繰上げ月数】に引下げられます(現行 $0.5\% \times$ 繰上げ月数)。なお、施行日以降に60歳に到達する方が対象です。

◎60～64歳の在職老齢年金制度の見直し……60～64歳の特別支給の老齢厚生年金を対象とした在職老齢年金制度について、年金月額と総報酬月額相当額の合計額が47万円(現行28万円)を超えた場合に、年金額の一部又は全額が支給停

止となります。

◎在職定時改定の導入……在職中の老齢厚生年金受給者(65歳以上)について、毎年10月に厚生年金保険の被保険者期間に基づき年金額を改定します。

◎加給年金の支給停止ルールの見直し……老齢厚生年金等に加算されている配偶者の加給年金について、加算の対象となる配偶者が老齢厚生年金等の老齢又は退職を支給事由とする給付の受給権を有し、その全額が支給停止されている場合でも加給年金は支給停止されます(経過措置あり)。

◎年金手帳から基礎年金番号通知書への切り替え……新たに国民年金第1～3号被保険者となった方に対する資格取得のお知らせとして、年金手帳から基礎年金番号通知書の送付に切り替えます。

改正電帳法の「電子取引」は2年猶予

電子帳簿保存法の改正により、来年1月から請求書や領収書等をメールで受領する場合やウェブサイトからダウンロードする場合など、電子データで取引情報の授受を行う「電子取引」については、請求書等のデータを紙に出力して保存する方法は認められなくなり、真実性や検索機能の確保など一定要件に従ってデータのまま保存することが必要となります。

しかし、日経新聞の報道によると、企業の対応が遅れていることから、政府・与党は2年間の猶予期間を設けて、令和5年(2023年)まで紙での保存も容認する方針で、来年度税制改正大綱に盛り込み、年内に関連省令を改正する予定です。

売掛金の回収・管理を徹底しましょう

売掛金を回収するまでの期間が長くなれば資金繰りが悪化し、最悪の場合は黒字倒産に繋がります。また、売掛金を回収できなければ、商品の代金だけではなく、売るまでに費やしたコストも損失となるため、損失を取り戻すためには同じ商品を何倍も売る必要がありますので、企業にとって売掛金の回収・管理は重要な業務となります。

なお、長期間滞っている売掛金がある場合は、まずは話し合いで解決を図り、支払う意思がみられなければ少額訴訟などの法的手段も検討します。